

平成 28 年第 7 回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 7 月 8 日（金）午前 9 時 30 分から 10 時 28 分まで
2. 開催場所 五戸町役場 3 階 第 1・2 委員会室
3. 出席委員 (22 人)

会長 三浦 房雄 君	会長職務代理者 川崎 良巳 君
3 番 中川原 隆雄 君	4 番 佐々木 克文 君
5 番 時田 宏 君	6 番 上山 和男 君
7 番 久保 隆藏 君	8 番 鈴木 勝利 君
9 番 中川原 一義 君	10 番 中里 光朋 君
11 番 岩井 壽美雄 君	12 番 鳥谷部 孝雄 君
13 番 三浦 亮一 君	14 番 豊川 敏雄 君
15 番 柏田 雅俊 君	16 番 佐々木 一榮 君
17 番 大沢 トモ子 君	18 番 北村 勉 君
19 番 沢田 良一 君	20 番 浦屋敷 節男 君
21 番 鈴木 幸雄 君	22 番 鳥谷部 甚一郎 君
4. 欠席委員 (1 人)

23 番 森田 英里子 君

5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 業務報告
 - 第 3 議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 33 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - 議案第 34 号 五戸町農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第 35 号 五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
 - 議案第 36 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
 - 議案第 37 号 平成 28 年度五戸町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について
 - 第 4 報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
 - 報告第 14 号 法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 齊藤 武美 君

事務局次長・総務班長事務取扱 赤坂真弓君
主幹 黒沢満尋君
主幹 早狩千春君

7. 会議の概要

事務局（齊藤） ただ今から平成28年第7回総会を開会いたします。

はじめに、会長より御挨拶をお願い致します。

会長（三浦房） 本日は、大変お忙しいところ御参集下さいまして厚くお礼申し上げます。本日の総会の議事日程はお手元に配布してありますとおり、議案第32号から議案第37号までの6件及び報告第13号から第14号までの2件です。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（齊藤） 本日は、23番 森田英里子委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は23名中22名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、五戸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行をお願いいたします。

議長（三浦房） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行いません。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（なしの声）

それでは、 2番 川崎良巳 委員
9番 中川原一義 委員
をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の赤坂真弓事務局次長・総務班長事務取扱と早狩千春主幹を指名いたします。

議長（三浦房） それでは、日程第2 業務報告について、事務局より業務報告の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） 「業務報告の朗読及び説明」

会 長（三浦房） 6月9日・10日に青森県農業者年金協会通常総会並びに農業委員会会長会議・研修会において、例年の会議でありまして改めて報告はないです。また、資料は局長のところにありますので見せてもらってください。以上です。

大沢トモ子委員 7月6日に農業者年金加入推進特別研修会に参加し、年金制度について、2件の事例発表があり、最初に宮城県登米市は年金加入強化月間を決め、これに対し農業委員が積極的にPRをし、加入推進に向け実施しているそうです。

また、2件目は当県六ヶ所村でも農業委員による戸別訪問などによる加入推進に対する説明等の活動に力を入れているそうです。

議 長（三浦房） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

4番（佐々木克） 年金の積み立てが0.69パーセントのマイナスと聞いています。本当でしょうか。

会 長（三浦房） 4年に1回はマイナスになっているようです。

また、平成27年度は0.66パーセントとなっていて、なお、平成14年から平成27年度までの積み立て累計はプラス2.78パーセントの報告となっております。

事務局（早狩） 国は国内債券を中心とした「分散投資」加えて「準備金」を確保しているから大丈夫ということです。

議 長（三浦房） その他、発言ありませんか。

（発言なし）

議 長（三浦房） よろしいですか。以上で日程第2の業務報告を終わります。

議 長（三浦房） ここで農地調査会、今月担当調査委員は

3番 中川原 隆 雄 調査委員及び
15番 柏 田 雅 俊 調査委員です。

調査委員席に着席してください。

議長（三浦房） それでは、日程第 3 の議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局（早狩） それでは、議案書の 1 ページ議案第 32 号をご覧ください。

今月の農地法第 3 条許可申請は 1 議案 1 件です。1 番は贈与による所有権移転に関する件であります。

また、別添調査書にありますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

ともに、経営規模拡大、農業経営の安定を図るものであり機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題はなく、農業委員会が定める別段の面積もこえていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長（三浦房） ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して柏田雅俊調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

柏田雅俊調査委員 農地法第 3 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の 1 ページ議案第 32 号と参考資料の 1 ページをご覧ください。

7 月 1 日に、三浦会長と中川原隆雄委員及び事務局職員 3 名と現地調査を行いました。

1 番の農地は、譲渡人と譲受人は兄弟であり、譲渡人は昨年母より相続を受けたが使用目的がないため、譲受人である兄へ贈与するものであります。また、現地は亡き母が住んでいた住宅が建っており、分筆して転用するか、取り壊すかのどちらかを指導しましたが、お金もかかることから譲受人は農業用の小屋として使用するそうです。

なお、この住宅は住める状態ではない建物になっております。

以上で調査の結果の説明を終わります。

議長（三浦房） これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

（質疑・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 32 号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第 32 号は原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦房） 次に日程第 3 議案第 33 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局（黒沢） それでは、議案書の 4 ページ議案第 33 号をご覧ください。

今月の農地法第 4 条許可申請は 1 議案 2 件です。

1 番の農地の所在ですけれども、大字切谷内字上榊窪 102-28、地目は畑、面積は 1.978 平方メートルです。転用目的は山林となっております。

2 番目の農地の所在は、大字上市川字市ノ沢 18-3, 18-5, 18-6 計 3 筆で地目は畑、面積は合計 6.163 平方メートルです。転用目的は山林となっております。

1 番の農地の区分は、農用地区域外で転用基準その他の 2 種農地と判断いたします。

2 番の農地の区分は、農用地区域外で転用基準その他の 2 種農地と判断いたします。

議長（三浦房） ただ今の事務局の説明に関連して、中川原隆雄調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

中川原隆雄調査委員 それでは、農地法第4条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の2ページ議案第33号と参考資料の3ページをご覧ください。

7月1日に、三浦会長、柏田雅俊委員及び事務局職員3名と現地調査を行いました。

1番の申請は、周囲が山林で日当たりが悪く、思うように収穫が上がらないため、平成7年6月に農地転用の許可を取ること知らずに植林したものであります。なお、今後このようなことの無いようにします。さらに書類として、始末書を県知事宛に添付しております。

周囲の状況は、北、東、西側は山林、南側は道路を挟んで畑となっており、周りに影響が無いことを確認しております。

2番の申請は、周囲は山林で日当たりが悪く、また、現地に通じる道が狭く耕作の便が悪いことから、平成18年6月に申請地に転用許可を取らずに杉の苗木を植林したものであります。さらに書類として、始末書を県知事宛に添付してあります。

周囲の状況は、北、東、西側は山林、南側は原野であります。周りに影響が無いことを確認しております。

以上で調査の結果の説明を終わります。

議長（三浦房） ありがとうございます。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（質疑・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。
それでは採決いたします。
議案第33号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第33号は原案のとおり許可相当と

して県知事に意見を送付いたします。

議 長（三浦房） ここで、本来であれば農地調査委員の方々を指定席にお戻り願いたいということになりますが、次の議案第 34 号の後に議案第 35 号の議題において、調査委員の説明がありますので、このままの席で待機願います。

議 長（三浦房） 次に日程第 3 議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

議 長（三浦房） 議案第 34 号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（黒沢） 議案書の 3 ページ議案第 34 号をご覧ください。

五戸町長より五農林第 160 号平成 28 年 6 月 27 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 5 件です。面積は 54.856 平方メートルです。

1 番は再設定の、賃貸借で期間は 5 年間、賃借料は 10 アール当たり●●●円となっております。2-1 番は新規の賃貸借で期間は 10 年、賃借料は 10 アールあたり●●●円となっております。2-2、2-3 番は新規で使用貸借の期間は 10 年となっており、なお、利用権の設定を受ける者は 3 件とも公益社団法人あおもり農林業支援センターとなっております。3 番は所有権移転で売買価格は●●●●●●円となっております。

以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議 長（三浦房） 説明が終わりました。議案第 34 号これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議 長（三浦房） よろしいですか。それでは、採決いたします。

議案第 34 号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第 34 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長（三浦房） 次に日程第 3 の議案第 35 号「五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題に供します。

議 長（三浦房） 議案第 35 号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） それでは、議案書の 6 ページ議案第 35 号をご覧ください。

五戸農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により意見を求められています。1 議案 3 件です。

1 番ですけれども、農地の所在は大字切谷内字粒ヶ谷地 18-3、田、面積は 397 平方メートルで農振の除外は住宅用地にするためとなっております。

2-1 番ですけれども、農地の所在は大字扇田字沼田 9、登記地目は原野で非農地となっております。面積は 647 平方メートルで農振の除外は山林にするためとなっております。

2-2 番ですけれども、大字扇田字沼田 10-1、畑、面積は 4.036 平方メートルで農振の除外は山林にするためとなっております。以上です。

議 長（三浦房） ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して、中川原隆雄調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

中川原隆雄調査委員 五戸農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の 6 ページ議案第 35 号と参考資料の 17 ページをご覧ください。

7 月 1 日に、三浦会長と柏田雅俊調査委員及び事務局職員 3 名と現地調査を行いました。

1 番の農地の申請人は、ここに自己住宅を建築するにあたり、現住居の両親の住宅地に隣接し、公道に面し車の出入り等の便が良

く、宅地として環境の良い場所であるためです。

北側は自宅、東側はビニールハウス、南側は町道、西側は道水路を挟んでの住宅であります。周辺農地に影響がないことを確認しています。

2番の1と2の農地は、北向きにあたり、以前は畑として耕作していましたが、周囲が山林のため日当たりが悪く思うように作物が育たない場所だったため、平成7年6月に除外することを知らずにエンジュの苗木と杉を植林したものであります。

北側は浅水川、東、南、西側は山林であります。周辺農地等には影響が無いことを確認しています。

以上で調査の結果の説明を終わります。

議長（三浦房） 説明が終わりました。
議案第35号これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。
それでは、採決いたします。
議案第35号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第35号は原案のとおり決定いたしました。
また、農地調査委員の方々ご説明ありがとうございました。指定席にお戻りください。

議長（三浦房） 次に、日程第3の議案第36号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題に供します。

議長（三浦房） 議案第36号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） 議案書の 8 ページ議案第 36 号をご覧ください。
1 議案 22 件です。
荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について以上のとおり
であります。

議 長（三浦房） 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議 長（三浦房） よろしいですか。
それでは、採決いたします。
議案第 36 号について、原案のとおり決定する事に賛成の方
は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第 36 号は「非農地」と判断するこ
とに決定いたしました。

議 長（三浦房） 次に、日程第 3 の議案第 37 号農地法第 30 条の規定による
「平成 28 年度五戸町農地パトロール（利用状況調査）の実施要領
の制定について」を議題に供します。

議 長（三浦房） 議案第 37 号について、事務局より議案の朗読と説明をお願
いします。

事務局（赤坂） それでは、議案書の 10 ページ議案第 37 号をご覧ください。
平成 28 年度五戸町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の
制定について承認を求めるものであります。
また、内容については例年と同じであります。

議 長（三浦房） 説明が終わりました。
議案第 37 号これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。
(質問・意見なし)

議 長 (三浦房) よろしいですか。
それでは、採決いたします。
議案第 37 号について、原案のとおり承認する事に賛成の方は挙
手をお願いします。

「全員挙手」

議 長 (三浦房) 全員賛成ですので、議案第 37 号は原案のとおり決定いたし
ました。

議 長 (三浦房) 次に、日程第 4 の報告第 13 号「農地法第 18 条第 6 項の規
定による通知書の受理について」を報告します。

議 長 (三浦房) 事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局 (早狩) 議案書の 13 ページ報告第 13 号をご覧ください。報告第 13
号は 2 件でございました。内容については記載のとおりでございます。
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、
書類を受理いたしました。

1 番目の農地は賃借人は農業者年金を貰うためということで申
出がありましたので合意解約にいたっております。

2 番目の農地は賃貸人から賃借人の使用状況が悪いため返して
もらったということです。以上です。

議 長 (三浦房) ただ今の報告第 13 号について、発言のある方は挙手をお願
いします。

(質問・意見なし)

議 長 (三浦房) よろしいですか。
特に発言がないようですので以上で報告第 13 号を終わります。
す。

議長（三浦房） 次に、日程第4の報告第14号「法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について」を報告します。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局（黒沢） ご説明いたします。議案書の14ページ報告第14号をご覧ください。平成28年6月1日付けで回答を求められたもので、6月8日に三浦会長、川崎良巳委員、大沢トモ子委員及び事務局2名で、現地調査をした結果でございます。

1番の土地の所在ですけれども、字下タノ沢頭34-28、登記地目は畑、面積は221平方メートルで、平成8年6月19日農地法第5条により転用目的で住宅用地として許可を取っているところであります。

議長（三浦房） ただ今の報告第14号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

3番（中川原隆雄） 農地転用は取っていますか。

事務局（赤坂） 5条の許可をとり、その後、競売になったようです。地目変更にあたっては農地のままです。

3番（中川原隆雄） 税務課はみなし課税で、農地法では早く建築をさせるよう指導願います。

12番（鳥谷部孝雄） 「暫時休憩」を取ったらどうでしょうか。

議長（三浦房） 休憩を取る必要はないと思います。

3番（中川原隆雄） 宅地分譲地でなぜやらなかったのか、今後、事務局で指導して下さい。

事務局（赤坂） はい、分かりました。

議長（三浦房） その他ありませんか。

(意見なし)

議 長（三浦房） ただ今の、報告第 14 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議 長（三浦房） よろしいですか。特に発言がないようですので以上で報告第 14 号終わります。

議 長（三浦房） 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上を持ちまして、五戸町農業委員会第 6 回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成28年7月8日

五戸町農業委員会総会議長 三 浦 房 雄

議事録署名委員 川 崎 良 巳

議事録署名委員 中川原 一 義

